

社会福祉法人あわらし社会福祉協議会  
福祉委員会スタート事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は社会福祉法人あわらし社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、「みんなが力になれるまちづくり」を目指し、地域の福祉関係者間の連携を深めるための組織を設置し活動を始める行政区に対して助成し、活動を支援することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、あわらし市内の行政区とする。

(助成対象活動)

第3条 助成の対象とする活動は、行政区の福祉関係者及び住民の5名以上（次項で定めるものを除く。）で構成される福祉委員会等（以下「委員会等」という。）の組織を設置して行うものとする。

- 2 年度当初の文書配布数が40世帯以下の行政区は、前項の組織を3名以上の構成員で設置することができる。
- 3 委員会等は、生活課題を抱えた家庭の情報を共有するため、又は地域の福祉課題その他について話し合い、情報を共有する。
- 4 委員会等は、住民の相互支援又は地域福祉に関する啓発や研修を行う。

(事業期間及び助成回数)

第4条 事業は、毎年度交付決定の日から翌年の3月31日までに行うものとする。

- 2 助成回数は、各行政区につき1回に限る。
- 3 既助成行政区を含む2以上の行政区が共同して取り組む場合は、対象としない。

(助成額)

第5条 助成額の上限は別表第1のとおりとし、助成率は100%とする。

- 2 隣接する2以上の行政区が共同して本事業に取り組む場合は、参加する行政区の数から1を除いた数に1万円を乗じた金額を加算することができる。
- 3 委員会等が社協の指定する見守り防災マップに取り組む場合は、その委員会等に対し、共同して取り組む行政区数に1万円を乗じた金額を加算することができる。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、当該活動に直接要した経費のうち次の各号に定めるものとする。

- (1) 諸謝金 委員会等の運営、住民の相互支援に関する研修及びサロンの運営に係る講師謝礼
- (2) 交通費 前号の講師招へいに係る交通費
- (3) 会議費 委員会等の開催に係る飲物等の購入費（助成額の30%以下）
- (4) 消耗品費 委員会等で使用する事務用消耗品や住民の相互支援に係る消耗品の購入費
- (5) 印刷製本費 住民へ啓発又は周知に係るチラシ等の印刷代、コピー代
- (6) 通信運搬費 委員会等の開催に係る切手、ハガキの購入費又は電話代

- (7) 水道光熱費 水道、電気、ガス及び灯油代
- (8) 燃料費 活動に使用する自家用車の燃料代
- (9) 賃借料 委員会等の開催に係る会場使用料や道具の使用料
- (10) 保険料 活動に係る損害保険料
- (11) 手数料 支払いに関する手数料やごみ出し支援に付随するごみ処理費用

(申請方法)

第7条 助成を希望する行政区は、助成申請書(様式第1号)及び事業計画書・収支予算書(様式第2号)に必要事項を記入し、社協に提出するものとする。

(申請者)

第8条 申請者は、行政区の区長とする。

- 2 隣接する2以上の行政区が共同して本事業に取り組む場合は、そのうち1の行政区の区長が申請者となるものとする。
- 3 区長が申請者となることができないときは、本事業に取り組む行政区の区長が社協に区長同意書(様式第3号)を提出し、任意の区民を申請者とすることができる。
- 4 隣接する2以上の行政区が共同して本事業に取り組む場合で、いずれの区長も申請者となることができないときは、すべての行政区の区長が同意書を社協に提出し任意の区民を申請者とすることができる。

(助成条件)

第9条 申請者は、申請があった時点で次の各号に定める事項を承認したものとみなす。ただし、プライバシーの保護を要する場合はこの限りでない。

- (1) 社協が実施するアンケートや調査等に協力すること。
- (2) 社協が指定する研修会や会議に参加し、発表や報告に協力すること。
- (3) 社協が作成する広報誌やウェブサイト等の広報媒体上に、第3条に規定する活動の記事及び写真を掲載すること。
- (4) 社協職員が第3条に規定する活動に出席すること。
- (5) 本事業にかかる領収書などの決算書類を社協に提示すること。

(交付決定)

第10条 助成金の交付決定は、次の各号を満たすものに付社協会長が行う。

- (1) 第3条各項に定める内容に合致すること。
- (2) 委員会等に区長、民生委員・児童委員、福祉推進員が構成員として含まれていること。ただし、欠員が生じたときはこの限りではない。
- (3) 委員会等の定期的な開催が見込まれること。

(助成金の交付)

第11条 助成金の交付は、交付決定後、交付決定を受けた申請者(以下「助成団体」という。)からの助成金交付請求書(様式第4号)の提出を以て行うこととし、概算払いとする。

(助成金の重複受給)

第12条 助成団体が、行政を含む他の機関から助成を受けることを妨げない。ただし、同一の経費に対する重複受給は認められない。

(報告)

第 13 条 助成団体は、事業が終了後すみやかに実施した活動の完了報告書（様式第 5 号）及び事業報告書・収支決算書（様式第 6 号）を社協へ提出するものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

世帯数	助成上限額
～50	30,000 円
51～100	35,000 円
101～150	40,000 円
151～200	45,000 円
201 以上	50,000 円

※世帯数は、あわら市が当該年度に作成する行政連絡員名簿の文書配付数とする。

※行政区が 2 区以上で実施する場合は、各行政区の世帯数を合計したものとする。

社会福祉法人  
あわら市社会福祉協議会長 様

区 名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

令和 年度福祉委員会スタート事業助成申請書

下記の事業を実施するため、福祉委員会スタート事業実施要綱第7条により事業計画書・収支予算書を添えて申請します。

助成申請額	(1) 福祉委員会	_____円
	(2) 見守り防災マップ	_____円
	合 計	_____円

また、本事業の決定を受け実施する場合は、以下に掲げることについて承認し協力します。

- (1) 社会福祉法人あわら市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が実施する地域福祉に関するアンケートやニーズ調査。
- (2) 社協が主催する研修会や会議における発表や報告。
- (3) 社協が依頼する外部の研修会や会議に参加。
- (4) 社協が作成する広報誌やウェブサイト等のインターネット上で、による記事及び写真の掲載。
- (5) 社協職員が活動へ出席すること。
- (6) 本事業にかかる領収書などの決算書類を社協へ提示。

※複数の行政区で申請する場合は、区名の欄にその行政区名を全て記載し、申請者氏名の欄にその代表する者の氏名を記載すること。

様式第2号（第7条関係）

令和 年度福祉委員会スタート事業 事業計画書・収支予算書

令和 年 月 日

福祉委員会の名称		区名	
開催場所		年間開催予定回数	回
※ 福祉委員会の 予定メンバー	1	(役職) (氏名)	6 (役職) (氏名)
	2	(役職) (氏名)	7 (役職) (氏名)
	3	(役職) (氏名)	8 (役職) (氏名)
	4	(役職) (氏名)	9 (役職) (氏名)
	5	(役職) (氏名)	10 (役職) (氏名)
※認識している福祉問題等			
※本事業により期待すること			

※別紙にて提出することができる。

項目		予算額 (円)	内訳・備考
収 入	助成金		
	負担金		
	その他		
合計			

項目		予算額 (円)	内訳・備考
支 出	諸謝金		
	交通費		
	会議費		
	消耗品費		
	印刷製本費		
	通信運搬費		
	水道光熱費		
	燃料費		
	賃借料		
	保険料		
手数料			
合計			

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

社会福祉法人  
あわらし市社会福祉協議会長 様

あわらし市 区  
区長 ⑩

令和 年度 福祉委員会スタート事業区長同意書

みだしの事業について、下記の者が申請することに同意します。なお、本事業の実施に伴う区民館等施設及び備品等の使用を全て許可するものとします。

記

申請者

住所：

氏名：

社会福祉法人  
あわら市社会福祉協議会長 様

区 名 \_\_\_\_\_  
申請者氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

令和 年度福祉委員会スタート事業助成金交付請求書（概算払）

令和 年 月 日付けあわら社発第 号で交付決定があった助成金を次のとおり交付されるよう、福祉委員会スタート事業実施要綱第11条の規定により請求します。

記

1 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 助成金振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 金庫	支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※添付書類－振込する通帳の見開きページのコピー

※複数の行政区で実施する場合は、区名の欄にその行政区名を全て記載し、申請者氏名の欄にその代表する者の氏名を記載すること。

令和 年 月 日

社会福祉法人  
あわら市社会福祉協議会長 様

区 名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

令和 年度福祉委員会スタート事業完了報告書

令和 年度福祉委員会スタート事業が完了したので、福祉委員会スタート事業実施要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称 令和 年度福祉委員会スタート事業
- 2 交付決定額 (1) 福祉委員会 \_\_\_\_\_円  
(2) 見守り防災マップ \_\_\_\_\_円  
合 計 \_\_\_\_\_円
- 3 添付書類 ①事業報告書・収支決算書  
②活動中の写真等

※複数の行政区で実施する場合は、区名の欄にその行政区名を全て記載し、申請者氏名の欄にその代表する者の氏名を記載すること。



令和 年度福祉委員会スタート事業 事業報告書・収支決算書

区名

開催日		出席者数	内 容
1		人	
2		人	
3		人	
4		人	
5		人	
6		人	
本事業により得られた効果			

項 目		決算額 (円)	内訳・備考
収 入	助 成 金		
	負 担 金		
	そ の 他		
合 計			

項 目		決算額 (円)	内訳・備考
支 出	諸 謝 金		
	交 通 費		
	会 議 費		
	消 耗 品 費		
	印 刷 製 本 費		
	通 信 運 搬 費		
	水 道 光 熱 費		
	燃 料 費		
	賃 借 料		
	保 険 料		
手 数 料			
合 計			

※活動中の写真を添付すること